

## 川西町指定給水装置工事事業者の申請について

### 《手続き》

指定給水装置工事事業者の指定手続きは以下の流れによって行われます。

- ① 事業者より指定の申請
- ② 受付・閲覧
- ③ 審査
- ④ 指定伺い
- ⑤ 告示（指定完了）
- ⑥ 申請者へ指定証の交付

☆ 指定手続き（①～⑤）は申請があれば随時行い概ね 2 週間で完了します。

☆ 告示を行った時点で電話にて指定した旨の連絡を差し上げます。

☆ 指定証の交付は後日文書にてご案内いたします。

### 《提出書類》

- ① 指定申請書（様式第 1）
- ② 誓約書（様式第 2）
- ③ 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第 3）
- ④ 機械器具調書（別紙）
- ⑤ 定款・登記簿謄本（法人の場合）
- ⑥ 住民票（個人の場合）
- ⑦ 給水装置工事主任技術者免状の写し（選任されることとなる方の分）
- ⑧ 事業所の所在する市町村の指定給水装置工事事業者証の写し

☆ 以上の書類に必要事項を記載の上、**原本 1 部**を提出して下さい。

☆ ⑤～⑧が添付書類となりますので該当するものを添付してください。

不明な点は下記にお問い合わせください。

川西町地域整備課

山形県東置賜郡川西町大字上小松 977 番地 1

TEL0238-42-6653（内線 276）

上水道担当